(環境省 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン-焼却処理編- (平成29年1月改訂))

表1.1 低濃度PCB廃棄物の区分

	低濃度PCB廃棄物	
	I 微量 PCB 汚染廃電気機器等	Ⅱ 低濃度 PCB 含有廃棄物
①低濃度 PCB 廃油	イ 微量 PCB 汚染絶縁油	口 低濃度 PCB 含有廃油
	(電気機器又はOFケーブルに使	(PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の
	用された絶縁油であって微量	廃油等)
	の PCB に汚染されたもの)	(主として液状物)
②低濃度 PCB 汚染物	イ 微量 PCB 汚染物	口 低濃度 PCB 含有汚染物
	(微量 PCB 汚染絶縁油によって	・PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の
	汚染されたもの)	汚泥、紙くず、木くず、繊維
		くず、廃プラスチック類
		・金属くず、陶磁器くず、コン
		クリート破片等の不要物(金
		属くず等) に付着したものの
		PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の
		もの
		(主として固形物)
③低濃度 PCB 処理物	イ 微量 PCB 処理物	口 低濃度 PCB 含有処理物
	(①イ、②イを処分するために	(PCB 廃棄物を処分するために
	処理したもの)	処理したものであって、PCB
		濃度が 5,000mg/kg 以下のもの
	7000 2	(金属くず等は付着物の PCB
		濃度をいう。))